

# 新宿区監查委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 定期監査の結果に基づき区長等が講じた措置について別紙のとおり公表する。

平成29年1月24日



28 新総総総第 2996 号 平成 29 年 1 月 4 日

新宿区監查委員 岩 田 一 喜 様

演 田 幸 二 様

同 白 井 裕 子 様

同 中村真一様

新宿区長 吉 住 健



定期監査の結果に基づく措置について (通知)

平成 28 年 9 月 13 日付け 28 新監査第 285 号による「平成 28 年度定期監査 (前期) 結果報告書」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置 を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



# 平成28年度定期監査(前期)(平成28年9月)

【福祉部】資金前渡の処理を適切にされたいもの

### 1 監査結果の内容(要約)

生活福祉課(以下「課」という。)では、現金封筒等の購入のため、平成27年4月8日に資金前渡金119,000円を受領した。しかし、郵便局に現金封筒3,000枚の在庫がなかったため、当該代金63,000円を戻入することとし、同年4月9日に精算命令の決定をしたが、その戻入は約2か月後の6月4日に行われていた。その間、課の公金等点検確認簿によると、4月30日と5月29日の2度に渡って前渡金の点検が行われていたが、点検は担当者のみで行われ、精算金である63,000円は約2か月の間、課で保管されたままの状態にあった。

「生活福祉課・保護担当課公金等の管理・点検マニュアル (以下「点検マニュアル」という。)」では「課長は、各月に日を定めて、係長及び担当者を立ち合わせたうえ、所管する公金等の受払簿等を点検し、残高との照合確認を行う。」とされている。

また、点検マニュアルでは、公金等の点検を複数で行うこととされており、担当者の みで点検を行ったことは事故防止の観点からも不適切である。

加えて、課長等は残高の照合確認をすることとされているが、これは単に残高の確認 にとどまらず、保管されている現金の用途や不必要な保管がされていないかどうかの確 認も当然に行われなければならない。こうした趣旨を踏まえて適切に点検確認を行い、 チェック機能を十分に働かせていれば、精算金の戻入の遅れを発見することは十分に可 能であった。

課においては、公金に対するチェックを徹底し、資金前渡の処理を適切にされたい。

#### 2 講じた措置の概要

公金等の点検マニュアルには、各月に課長が確認を行うことになっているが、これが 不徹底であったことから、部長から生活福祉課長及び保護担当課長に対して、点検マニュアル等に即した対応を徹底するよう指示を命じた。

指摘を受けた事項について、生活福祉課長及び保護担当課長より両課の係長、主査に対し説明し課内における現金の取扱いについて注意喚起するとともに、両課の全職員に対して、改めて公金点検マニュアルどおりの処理を徹底するように命じた。

公金の管理方法について、日常的に残高が生じる、つり銭や収納金などの現金と、不 定期に保管する前渡金を一緒にしていたので、別々の手提げ金庫で保管することとした。 また、金庫内に前渡金の現金が存在していないことを、日々、担当者が確認することと した。

また、毎月初めに、係単位で担当者が財務会計システムから抽出した前月分の資金前

渡支出伝票の一覧表及び清算命令の一覧表をもとに、生活福祉課長、庶務係長及び担当者で内容を突合する。併せて、現金出納簿の内容についても確認を行い、清算漏れが生じていないか点検を行うこととした。

さらに、上記の点検後に、生活福祉課分については保護担当課の係長又は主査、保護 担当課分については生活福祉課の係長又は主査が再度点検を行い、両課で相互確認する ことにより、精算漏れを防止する。

# 【子ども家庭部】契約事務の適正な執行に努められたいもの

### 1 監査結果の内容(要約)

子ども総合センター(以下「センター」という。)では、11 所の放課後子どもひろばに、インターホン等の設置工事が必要となった。

センターでは、本件工事に係る工事請負費を当初予算に計上した後、平成27年5月から6月にかけて随意契約により6件の工事請負契約を締結後、6月中に全ての工事を実施し、その総額は4.141.964円であった。

本件工事は、いずれも同種の工事であり、当初予算に計上されていることから緊急性は認められず、適切に工期を定めることにより計画的な事業実施が可能であった。このことから、本件工事は、随意契約により 6 件に分けて発注する必要性が認められず、一括して発注すべき事案であった。しかも、この場合の予定金額は、随意契約が締結可能な金額の範囲を超えるため、入札に付すべきであった。

契約事務の執行にあたっては、契約制度の透明性・公平性・競争性の観点から、安易 に随意契約とすることのないようにしなければならない。

センターにおいては、契約事務に関する法令等の遵守を徹底し、契約事務の適正な執 行に努められたい。

### 2 講じた措置の概要

法令等を遵守した適正な契約事務を行うため、事業決定から支出事務に至るまでの一連の手順について工程表を作成し、複数の職員間で共有しあうことで、誤りや漏れをチェックしていくこととした。現在、部の主要事業の進行管理については、経営会議で集約し、期別ごとに進捗状況を報告・確認することとしている。今後は、各課各係において事業ごとに詳細な工程表を作成し、課長・係長を含めた複数の職員で進捗を管理する取り組みを徹底していく。

指摘を受けた本件工事については、7月中旬までに完了させる必要があったところ、 担当者が施工委任や契約事務に不慣れであり、建築物保全業務システムの入力による施 設課への施工依頼を予算要求時などの適切な時期に行わず、所長、係長もこうした事務 手続きの漏れに気付くことができなかったことから、入札に付して施工する期間を確保 できず、そのため、緊急に施工して工期短縮を図る必要があると所長が判断し、分割した工事の発注を指示したものである。

また、入札手続きを経ることなく随意契約とすることが、契約事務規則等に反し、契約制度の透明性、公平性、競争性を損ねる結果となることについて、今回の指摘を受けるまで、所長、係長、担当者のいずれも認識していなかったため、28年度も27年度と同様に、工期を短縮するため緊急に施工する必要があると所長が判断、指示し、分割した工事契約を行っている。

今後は、契約事務に関する法令等を遵守し、誤った判断・指示をしないようにするための基礎知識の周知徹底と、相互チェックが機能するための仕組みづくりについて、部を挙げて取り組む。また、契約事務のみならず、支出事務や文書作成、窓口対応など、様々な場面において正確に職務を執行するよう、職員一人ひとりの意識改善を図り、再発防止に取り組んでいく。その一環として、12月に係長級職員を対象として、財務会計起案のチェックすべきポイント、財務会計の処理状況を確認するための手順・ポイント等について、会計室職員を講師とした部内研修を行った。各所属の指導的立場である係長級職員が習熟することにより、部における適切な事務の確保と事務処理水準の向上を図る。

# 【健康部】速やかな事務処理に努められたいもの

### 1 監査結果の内容 (要約)

保健予防課(以下「課」という。)では、健康関連の事業を平成27年1月26日に実施した。当該事業の実施に伴い、平成26年12月22日付けで参加者に謝礼金を支払うこと、また、同月24日付けで講師へ謝礼金を支払うことを決定した。

しかし、それらの負担行為兼支出命令の起案は、当該事業が実施されてから約 6 ヵ月後の平成 27 年 7 月 6 日にされており、その支出 74,000 円は平成 27 年度予算で執行されていた。

課では、平成27年7月に支出起案を行っているが、事務処理遅延についてのやむを得ない特段の事情も認められず、当該事業の実施から支出起案まで約6ヵ月の期間を要していることは、事務処理上不適切であると言わざるを得ない。こうした謝礼の支払いの遅れは、行政に協力した区民等の区政への信頼を損なうこととなるため、速やかに支出起案を行い、当該年度の予算により執行すべきであった。

また、当該経費は平成 26 年度予算に計上されていたが、その経費は執行されず、翌年度予算で執行されていたことは、会計年度独立の原則に反しており、翌年度の事務事業にも影響を与えることとなる。

課においては、事業の進行管理の徹底やチェック体制の強化を図り、速やかな会計処理に努められたい。

### 2 講じた措置の概要

会計処理の執行洩れを防止するため、係ごとの共有フォルダーに事業別(節別)月別等確認表を用意し、担当者が起案後に起案日を入力することにした。係長は、支出命令決裁時に、事業別(節別)月別等確認表に日付を入力し、適宜、事業別(節別)月別等確認表をもとに、担当者に当月分の事業の進ちょく状況や会計処理の執行状況について確認する事務処理とした。課長は、月の初めに両係の共有フォルダーにある事業別(節別)月別当確認表において、担当者及び係長の点検状況と事業の進ちょく状況を確認の上、確認日を入力することにした。

さらに、係長は四半期ごとに歳出予算執行状況や歳出予算整理簿により、歳出の事務 処理が適切に執行されているかを点検し、課長は係長からの報告を受け、適正な執行状 況の確認をすることにした。

これらの点検結果については、定期係長会で共有し、遅延が生じた場合には、原因分析と改善策を部長に報告することにした。

年度末には、財務会計システムにより出力した歳出予算執行状況や歳出予算整理簿により歳出の執行状況の点検を行っているが、執行率が低い事業については、重点的に確認を行うこととした。

今回、指摘を受けた事項を踏まえた改善策及び会計処理や契約事務に関して課内全員 に周知徹底を図った。また、本事例については健康部経営会議において、情報共有する とともに、部全体で同様の再発防止策を講じることにした。



28 新教教管第 1224 号 平成 28 年 12 月 22 日

新宿区監査委員 岩田 一喜 様

同 濵田幸二様

同 白井 裕子 様

同 中村 真一 様

新宿区教育委員会 教育長 酒 井 敏 男



定期監査の結果に基づく措置について (通知)

平成 28 年 9 月 13 日付け 28 新監査第 285 号による「平成 28 年度定期監査の結果について」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



# 監査結果に基づき教育委員会が措置を講じた事項

監査結果報告書の種別

平成28年度 定期監査(前期)結果報告書

### 監査結果 (指摘事項)

収入事務の委託を適正に行われたいもの

教育支援課(以下「課」という。)では、プラネタリウムの管理運営業務委託契約を平成27年4月1日に締結した。その契約において、施設の使用料の徴収事務を委託していたが、あらかじめ必要とされる会計管理者への協議や、委託した旨の告示及び公表、受託者へ当該委託を受けた者である旨を証する書類の交付がされていなかった。

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項では、普通地方公共団体の歳入については、 その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収 または収納の事務を委託することができるとされており、その場合には、その旨を告示し、 かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。

また、新宿区会計事務規則第42条第1項及び第2項並びに第4項では、課長又は事務局次 長は、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者 に協議しなければならないとされており、委託を行った旨の告示や当該委託を受けた私人に、 当該委託を受けた者である旨を証する書類を交付しなければならないとされている。

課においては、収入事務の委託に関して法令等の遵守を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

### 講じた措置の内容

平成27年4月1日に締結したプラネタリウムの管理運営業務委託契約において、施設使用料の徴収事務に必要な会計管理者への協議や、委託した旨の告示及び公表、受託者へ当該委託を受けた者である旨を証する書類の交付を行っていなかったとの指摘を受け、直ちに新宿区会計事務規則第42条第1項に基づく会計管理者への協議を行った。また、協議後は速やかに地方自治法施行令第158条第2項に基づき使用料の徴収の事務を委託した旨を告示するとともに、新宿区会計事務規則第42条第4項に基づき、受託者である側新宿未来創造財団に、当該委託を受けた者である旨を証する「徴収事務委託者証」を交付した。

今回の指摘を踏まえ、次長より教育支援課長に対し、法令等の遵守を徹底させるため、契約等の起案文書に根拠法令を添付して組織的な確認を強化するよう指示をした。加えて、12月からは根拠法令等のチェックリストによる確認を実施させ、さらなら法令遵守の徹底を図っていく。

また、課長による課内研修の実施や職場内会議等における意識啓発等を実施させ、法令遵守の重要性を職員に改めて指導していく。